

新 法律トラブルを 斬る

回答
桐山香代子
弁護士



利害が対立し話し合いで決着が付かないケースも少なくあります。

父が亡くなり、両親の住んでいた住居や土地、預金などの遺産をどう分けるか、母と兄弟三人で話し合いましたが、決着が付きません。

裁判所に訴えるしかないと思っていますが、どう兄第三人口で話し合いましたが、決したうよいでしょう。母は松江に、わたしと弟は東京に、兄は大阪に住んでいます。

A 人が亡くなると、相続にまつわる問題が発生します。遺言が残されていれば、原則として遺言通りに遺産を分けることになります。

一方、遺言がなく相続人が複数人いる場合、まず相続人間の話し合いで遺産の分割を決めることになります。話し合いで解決方法が決まれば、その方法により遺産を分けることになります。しかし、

調停の申し立てができる家庭裁判所は、申立人を除く相手方の住所地にある家庭裁判所であることが原則として決まっており、相手方が複数いる場合は、その中の一人の住所地であればよいことがあります。



■ 遺産分割の調停 ■ 全相続人相手に申し立て

もし、調停での話し合いで決着がつかない場合は、審判という手続きに移行し、家事審判官が審理をした上で、強制的に遺産の分割割合が決められることになります。

◆島根県弁護士会法律相談センター（電話08092・21・3450、予約受付時間は平日9時～12時、13時～17時）